

常務理事会議事録

日 時 2021年12月3日

場 所 渋谷区スポーツセンター2階 第3会議室

注 記 議長:松村、書記:成田

出席者(敬称略): 18名

副会長:近藤 均、理事長:松村 晃志、副理事長:小野寺 長久、副理事長:池澤 かおり、
副理事長 富樫 昭一郎、事務局長:祝迫 修、総務部会長:飯泉 俊江、普及育成部会長:堀 浩一郎、
競技部会長:近藤 辰夫、審判部会長:小杉 理加、強化部会長:斎藤 未央、
関東学連:市川 和樹、茂木 美優、小越 文佳、神谷 貴浩、林 昌弘、小林 司
会計:成田英司(書記)

●報告事項

【理事長】

- 11/14 会長杯に松本会長にお越し頂き、ご挨拶を賜りました。
- 11/21 小中学生大会に山本博 都体協会長にお越し頂き、ご挨拶を賜りました。
競技スポーツ課 石崎課長、事業部長 原水様が同行されました。
→①トップアスリート 4名の確認、②夢の島射場の確認をして頂く。
- 11/22 保坂副会長の各種団体後援会に出席しました。
- 11/23 葛飾区奥戸体育館の打ち合わせを、成田、松村、先方(腰塚様、飯田様)で行いました。

【競技部会】

1. 室内アーチェリー選手権大会開催に当たり、①大会要項の作成と②3大会の機材の搬送及び③畳の購入と搬送を業者に発注をした。締切後の申込者数は、300名(1部63名 2部68名 3部9名 4部113名 5部47名)です。調整後、確定メールを各団体に連絡する。
なお、畳代値上げについて報告があり、承認された。(1枚5000円(500円増))
2. 12月1日に都体協の体育大会委員会に出席(近藤競技部会長)
都民大会について都大会より正式に連絡を受けた後報告する。
3. 第7回小中学生全国通信大会と第13回マスターズ通信大会の成績書を11月20日に全ア連担当者に送信した。
全ア連より成績確認の連絡が来たら事務局から加盟団体に確認依頼のメールを送信する。この際の異議申し立ての連絡先については競技部長から事務局に連絡する。

【普及育成部会】

1. 第14回東京都小学生・中学生アーチェリー大会
実施 11月21日(日) 夢の島公園アーチェリー場にて開催
→参加者:53名(申込み57名)
2. ジュニア合同練習会日程決定
1回目 2022年1月30日 江戸川区総合体育館 アーチェリー場
2回目 2022年2月23日 江戸川区総合体育館 アーチェリー場
3. ジュニア指導者講習会 予定
2022年2月23日 江戸川区総合体育館 アーチェリー場
・ジュニアで体調申告書を記載して持参しない例が多くみられ、当日受付で記載することとなり、受付業務に滞りが生じている。①要綱に体調申告書を添付、あるいは②参加決定メールに添付

することを徹底することが確認された。

【強化部会】

1. TEAM 東京 国体強化事業

資料①

- ・11月12日(金)東京都体育協会へ、令和3年度グローバル指導者育成事業の計画書を提出。指導者の知識向上と一貫性を図り、世界で活躍する選手を育成する指導環境を整えたいと思い、事業参加を希望

※12月の予定

- ・12月5日(日)夢の島冬季大会① 42名出場(11.21 締切ました)
- ・12月12日(日)夢の島冬季大会② 44名申込中(12.1 時点)
- ・12月26日(日)夢の島冬季大会③ 40名申込中(12.1 時点)

2. 12期生トップアスリート発掘・育成事業

- ・第19回練習会 11月3日(祝) 世田谷公園にて実施 選手 2名参加
- ・第20回練習会 11月7日(日) 世田谷公園にて実施 選手 3名参加
- ・11月21日(日) 第14回東京都小中学生大会へ選手 4名出場
→結果: 中学女子部 30mR 林千代 565点(5位)、中田志穂 494点(9位)
中学男子部 18mR 笠原維武人 562点(3位)、本田伊織 502点(5位)

※12月の予定

- ・12月12日(日) 世田谷公園にて練習会(最終回)
- ・12月19日(日) 2021年東京都室内アーチェリー選手権大会へ出場予定

【審判部会】

1. 1級公認審判員 新規登録

澤口貢さん(青梅市ア協)が全日本ターゲット選手権大会にて実務研修を行い、新たに1級公認審判員に登録された。

2. 全国指導者審判ルール研修会

12月4日(土)~5日(日)に宇都宮市にて開催予定。

当初、小杉が都ア協の代表者として出席する予定だったが、関東地区審判長の代理として出席することになった。(参加費・宿泊費は全ア連負担)

そのため都ア協か振り込み済みの参加費・宿泊費は返金される。

3. WA総会決議 競技規則の変更について(11月理事会報告の続報)

当初2022年1月15日より施行予定であった、ターゲットアーチェリーにおける制限時間の短縮は、12月に開催されるWA理事会において、施行時期が決定されることになった。

全ア連は4月1日に変更する予定で、競技規則の伝達講習会3月末に行う見込みである。

都ア協は、全ア連の決定後に先行して文書で通知し、競技規則の準備できてから伝達講習会を開催する予定。

4. 当初2022年1月15日より施行予定であった、ターゲットアーチェリーにおける制限時間の短縮は、12月に開催されるWA理事会において、施行時期が決定されることになった。

全ア連は4月1日に変更する予定で、競技規則の伝達講習会3月末に行う見込みである。

都ア協は、全ア連の決定後に先行して文書で通知し、競技規則の準備できてから伝達講習会を開催する予定。

【総務部会】

1. 都ア協の主口座のみネットバンキング対応の為、三菱 UFJ 銀行を開設済み。

2. 2022年度会議日程確定

資料②

予約は3ヵ月前に決定のため、変更が生じた場合あらためて連絡します。

【関東学連】

1. 11月6日(土)～7日(日)に、富岡総合公園アーチェリー場にて 2021年度新人個人選手権大会を開催いたしました。
2. 11月13日(土)～14日(日)に、夢の島公園アーチェリー場にて第8回高柳杯を開催致しました。貴協会より審判員、イアンセオにオペレーター派遣いただき、ありがとうございました。
都ア協から時間設定がタイトであったため、次回については要項見直しの提案が行われた。

【東身ア協】

特になし

●協議事項

【理事長】

1. 都ア協主催競技会担当ブロックの考え方についての整理
→駒沢公園第一球技場が閉鎖中に南ブロックの「定位置」が不明確になり、あちこちに「共催」が発生してしまった。今後の一級審判員育成にも影響する事項であり、先月の 常務理事会で、近藤副会長のアドバイスされた通りの従来の形に整理したいと思います。
 - ① ブロック主管競技会運営は、
以下の3種類の役員の組み合わせで構成されるべきであると考えます。
 - (1) 担当ブロックの主役員
 - (2) 開催する会場を熟知する役員
 - (3) その他、育成していく審判員(フリー、理事でなくても)
 - ② 都の主管競技会運営は、
今回 12月の大会向けに、近藤副会長にご手配頂いたように、「全理事」に声掛けをした上で、不足分を、専門委員、ないし一般公募するべきと考えます。
※来年度の大会運営について、この観点から担当の再整理ご協力をお願い致します。
 - ・声掛けをどこの部署が行うか明確にする
 - ・夢の島の担当について:2022年度は都ア協で直轄とする。DOS、審判長、ラインジャッジの参加 希望者を公募し夢の島の運営の経験者を育成する。
この場合も都ア協理事は必ず運営メンバーに加える。
 - ・大会運営は、東西南北ブロックが均等になるように配分につとめる。
2. 小中学生からの選手育成体制の確立(中期計画)
→より強い選手の育成の為に、小中学生から選手育成に力を入れて行きたいと思えます。
 - ① 中学、高校に進学した際に切れ間のない指導をできる様にしたい。
その為に、指導者(各区市協会、強化部会、普及育成部会、及び各専門委員)の指導メソッドを、定期的に開催する指導者講習会で統一したい。
 - ② 毎年6月頃に開催される全日本小中学生大会に向けて、上半期に小中学生大会を 3大会は確保して欲しい。
小中学生大会を年間予定に組み込むことを検討することとした。
ジュニアの育成と強化および指導者育成について普及育成と強化で調整を進めているので協力をお願いいたします。
3. インドア ワールドランキング制度について
 - ・都ア協のインドア大会をWA公認に！
 - ① 全ア連に 5,000 円の支払いで、WA公認競技会認定される。
 - ② WAに 50 スイスフラン、参加選手 1 名につき 1 スイスフランの支払いで、大会が、インドアワールドランキングに対象となる。
 - ③ 選手のランキングは、上位 3 試合の合計得点で決定する。
 - ④ 対象期間は 2021 年 12 月 1 日～2022 年 2 月 6 日まで。(都室内、町田、青梅が対象)
 - ⑤ WAのスターバッジの申請も可能？(確認中)

- ⑥ WA への申請の際に、氏名をローマ字で申告の必要がある。
 →希望の選手に、ローマ字名の提出と、200 円を徴収する。を、当日してはいかがでしょう
 ・WA 申請ができることを 12 月の都ア協理事会で決定したことを参加者に案内をする(案内文作成:近藤副会長)。
 ・東京都室内選手権大会は、当日に生年月日、ローマ字、グーグルフォームで入力対応、として 200 円を徴収する。
 ・WA のスターバッジについては確認中。

4. 初心者(小・中学生)アーチェリー教室 協力依頼

資料③

- 江戸川区ア協 小杉さん+1名派遣予定
 全ア連と都ア協の謝金差額は都ア協で補うことが承認された。
 他の 1 名は小杉さんが選定する。

【競技部会】

1. 室内アーチェリー選手権大会の開催準備について

- ・設営日: 12 月 17 日(金)18 時から
 機材の搬入時間: 18 時 30 分 (26 脚、機材一式)
 会場の幅が 47.7m のため 26 脚並べ 24 脚に的紙を張る。そのため定員は 96 名となる。
 畳は 1820 mm で作成している。
- 畳の搬入時間: 18 時 30 分 (1 帖畳 60 枚、1 的から 6 的迄 3 枚設置予定)
 設営人員: 17 名
- ・学連から 5 名の設営メンバーを出していただくよう依頼した(謝金 役員と同額)。
- ・スピーカーの部分にコンパネをつるし対応する。
 ラインだし(小杉さん)
- ・1 から 6 的 畳 3 枚 CP 用
- ・役員: DOS 小野寺さん 副 DOS 18 日小杉さん、小林さん 19 日加来さん
 審判長:澤口さん 参加可能の連絡を受けた方には全員参加いただく
 審判資格が無い方は受付担当
- ・3 部は廃止する。4 部は 25 名の調整が必要。
- ・18 日(土)19 日(日)各大会役員数:18 日 23 名 19 日 21 名
 的紙は、参加人数確定後発注予定
 的紙は葛飾区奥戸スポーツセンターに送付する。
 役員用のみプログラムの作成予定(毎年作成)
 ラインジャッジは立ち順表のみで対応することとする。
- ・機材、畳の搬出予定時間: 19 日(日)16 時頃

2. 2022 年度競技予定案 12/1 版

資料④

- ・小金井 6 大会、光ヶ丘 6 大会、駒沢 6 大会、夢の島 9 大会、花のやま 9 大会、
- ・インドア 3 大会を予定。光ヶ丘に 2 回 50m・30mラウンド大会を記載
- ・小金井、駒沢、夢の島のラウンドは、60mラウンドを記載
- ・マスターの 60mラウンドを行わない場合は、小中学生のみに修正する。
- ・TST 記録会を行う日程は、記載してありませんので、日程をお知らせください。
 夢の島で実施大会に TST を加える。
 マスター(60mラウンド)およびキャデットは夢の島で実施する。
- ・光ヶ丘は、的数の関係で 60mラウンドを行わない予定。
- ・注意事項も確認してください。
 国体強化は夢の島での実施が望ましいので調整等を検討する。
 5/15 の夢の島大会は既に高体連で予定が入っているので 5/14(土)に変更する。
 9/4 の年齢別大会については、1 月の理事会までに変更等の検討を行う。
 江戸川インドアオープン は第 13 回に訂正

町田インドア大会の日程は1月14日(土)

3. インドアオープン 2022 大会要項案

資料⑤

- ・雑誌アーチェリー12月号掲載の為に確認願います。

雑誌の掲載は日程と区分

申込期間の年 2021年12月25日(土)～2022年1月29日(土)に修正

【普及育成部会】

1. 3/27(土)に夢の島で 小中学生大会オープンを追加したい。

→翌日は、70m、50m の夢の島大会です。

開催について承認された。種目は50・30m、30mW、18mW。

別途要項を作成し1月配信予定(雑誌掲載を行う)。

【強化部会】

特になし

【審判部会】

1. 競技運営安全管理規定(夢の島)

危険ゾーン: 築山全体とする

ただし、滑走して築山に到達した場合を除く

的数: 70m/60m/50mラウンドおよび900ラウンドは70脚

50m・30mラウンド、およびこれより短い距離は70脚

1440ラウンドは行わない

→上記で承認された。また、駒沢第一球技場は27脚とする。

【関東学連】

1. 第63代から第64代の引き継の挨拶

2. 第64代 委員長:神谷貴浩(学習院大学) 副委員長:林昌弘(上智大学)、小林司(日本体育大学)

【総務部会】

特になし

【東身ア協】

特になし

<事務局長から>

全国事務局長会議(11月27日)の報告

全ア連より会費と参加費の改定案が提出されている。

改訂は、全ア連の臨時理事会で決議後、臨時総会が開催され決定する。

そのため都ア協の賛否を決定する必要があり、1月の議題に提出する。

<強化部会長から>

参加費のキャンセル料についての確認

個人的な理由による締め切り後のキャンセルについては、従来通りキャンセル料を徴収することを確認した。

令和3年度 グローバル指導者育成事業 実施要項

2 都体協競第206号
令和3年4月1日施行

1 趣旨・目的

この要項は、公益財団法人東京都体育協会が東京都と締結した協定に基づき、オリンピック等の国際大会や世界選手権又は日本選手権等の全国大会（以下「国際大会等」という。）へ出場が見込まれる東京都選手を育成する指導者の能力開発を図ることを目的として実施する「令和3年度グローバル指導者育成事業」の実施に必要な事項を定める。

2 主催者

この事業は、東京都（以下「都」という。）、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）、都体協加盟競技団体（以下「競技団体」という。）を主催者とする。

3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 事業内容

競技団体が主催する強化練習会や指導者向け講習会等（以下「強化練習会等」という。）に、指導者の能力を効果的に高めることが可能なトップコーチ（以下「トップコーチ」という。）を日本国内外から招聘し、指導者に対して実践的な指導方法を提供する。

5 対象競技

都体協に正式加盟しているオリンピック競技（34競技）

6 対象種目

オリンピック実施種目

7 対象者

競技団体に所属する指導者のうち、日本代表選考会出場選手強化事業対象選手をはじめとした、国際大会等への大会出場が期待される選手の育成に携わる者

8 経費

- (1) この事業は、都の分担金（以下「分担金」という。）の支出を受けた都体協が分担金を競技団体に交付し実施する。なお、個々の事業の実施に必要なと認められる他の財源を充てることを妨げない。
- (2) 競技団体への分担金の支出は、1団体あたり392.5万円を上限とする。
- (3) 経費については、別紙「事業対象経費科目表（以下「科目表」という。）」に基づき支出する。

9 対象競技団体の決定

- (1) 都体協が競技団体に実施する意向調査により、本事業の趣旨・目的を理解し、事業を適切かつ着実に実施できると認められる競技団体の中から、原則として4団体までを選出する。
- (2) (1)の記載に関わらず、都体協は、後記12により概算払いされた分担金に余剰が生じた場合において、その余剰額の範囲内において、対象競技団体を追加することができる。

10 実施計画

- (1) 競技団体は、別に定める様式により実施計画を作成し、別途指定する期日までに都体協に提出する。
- (2) 競技団体は、事業実施計画及び収支予算の作成にあたり、本事業の趣旨に適切に添い適切に立案するとともに、収支予算については、科目表に基づき編成しなければならない。

11 事業の決定及び分担金の交付決定

都体協は、前記10(1)により提出された実施計画の内容を精査し、本要項及び科目表の定めに従って承認すると認められる場合に、競技団体に対して分担金の交付決定を行う。

12 分担金の概算払い

都体協は、前記11により決定された分担金について、交付決定額を概算払いする。

13 計画変更等

競技団体は、前記11の交付決定の後において、次のいずれかに該当した場合は、予め都体協の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 対象事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 対象事業を中止しようとするとき

14 事故報告

競技団体は、不測の事態が生じた場合には、速やかにその理由及び状況を都体協に書面により報告しなければならない。

15 交付決定の取消し

- (1) 都体協は、前記11の交付決定の後において、次のいずれかに該当した場合は、分担金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ア 競技団体が次のいずれかに該当した場合

- (ア) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき
- (イ) 他の用途に使用したとき
- (ウ) 公序良俗に反する行為があったとき
- (エ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

イ 天変地異その他交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部または一部を継続する必

要がなくなった場合

(2) (1) アの場合、後記 17 による分担金の額の確定後においても適用する。

16 実施報告

(1) 競技団体は、別に定める様式により実施報告書類を作成し、事業終了後速やかに都体協に提出する。

(2) 競技団体は、(1) に定めるもののほか、強化練習会等の実施内容が分かる資料（任意様式）を添付するものとする。

17 分担金の額の確定及び精算

(1) 都体協は、前記 16 (1) 及び (2) で提出された実施報告書類を精査し、事業及び会計処理が適正に実施され、かつ前記 11 における交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、適正と認めた経費等に基づき額の確定を行い、競技団体に通知する。

(2) 競技団体は、確定した分担金の額が前記 12 において概算払いした金額を下回る場合は、その差額を都体協に返還しなければならない。

18 交付決定取消に伴う分担金の返還等

(1) 競技団体は、前記 15 の規定により都体協が分担金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、都体協が定める期限内にこれを返還しなければならない。

(2) (1) により都体協が分担金の返還を命じた場合で、競技団体がこれを期日までに納付しなかったときは、その未納額（未納額の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）の 0.03 パーセントに相当する額に未納日数（納付期限の翌日から実際に納付があった日までの期間とする。）を乗じた額を違約加算金として納付しなければならない。ただし、違約加算金が 100 円未満の場合を除く。

19 違約加算金及び延滞金

(1) 都体協が 15 (1) ア(ア)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、競技団体に返還を命じた場合においては、競技団体はその命令に係る分担金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

(2) 都体協が 15 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、競技団体に返還を命じた場合で、競技団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) 競技団体は、19 (1) の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

20 主催者名、主管者名、事業名称等の取扱い

- (1) 原則として、この事業の実施会場には、主催者及び事業の名称（「令和3年度グローバル指導者育成事業」を明示した掲示物を設置するものとする。
- (2) 原則として、この事業の実施にあたり用いる、広報、参加者募集、要項、実施次第等の印刷物等には、主催者及び事業の名称を明示するものとする。
- (3) 競技団体は、(1)の状況が確認できる写真及び(2)により作成した印刷物等の全てを、前記15により提出する実施報告書に添付するものとする。

21 事務処理の基本的事項

- (1) 競技団体は、本事業に係る収入及び支出については、各競技団体の定めるところにより予算に計上する。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備しなければならない。
- (2) 都体協及び競技団体は、本事業に関する書類を、当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 都体協は、競技団体に対し必要に応じて帳簿及び証拠書類等を提出させることができる。

22 個人情報の取扱い

- (1) 主催者は、業務により取得した個人情報を、各々が保有する個人情報として取り扱う。
- (2) 主催者は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用することができる。この際、共同利用する個人情報の項目、共同利用する旨、及び共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、予め当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。
- (3) 主催者は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- (4) 主催者の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- (5) 主催者の一が、他の主催者及び主管者の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該主催者に文書で報告する。
- (6) 主催者は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

東京都アーチェリー協会 2022年度 理事会等

2021/11/28現在

西暦年	月	日	曜日	会議	第3会議室	第1+2会議室	備考	事業年度
2022年	1月	5日	(水)	理事会(新年会)		●	理事会後、新年会	2021年度
	2月	2日	(水)	常務理事会		●		
	3月	2日	(水)	常務理事会	●		会計締切	
	4月	6日	(水)	常務理事会	地域交流センター西原		総会資料ドラフト	
	5月	11日	(水)	理事会		●	総会資料最終確認	
	5月	25日	(水)	総会(懇親会)	スポセン小体育室		定例総会・懇親会	
	6月	8日	(水)	理事会	地域交流センター西原			2022年度
	7月	6日	(水)	常務理事会	●			
	8月	3日	(水)	常務理事会	●		国体関東ブロック	
	9月	7日	(水)	常務理事会	●			
	10月	5日	(水)	理事会		●	10/8~10栃木国体	
	11月	2日	(水)	常務理事会	●			
2023年	12月	7日	(水)	常務理事会	●			2022年度
	1月	11日	(水)	理事会(新年会)		●	理事会後、新年会	
	2月	1日	(水)	常務理事会	●			
	3月	1日	(水)	常務理事会	●		会計締切	
	4月	5日	(水)	常務理事会	●		総会資料ドラフト	
	5月	10日	(水)	理事会		●	総会資料最終確認	
5月	24日	(水)	総会(懇親会)		●	定例総会・懇親会		

2021年度予約確定会議日

(注) 地域交流センター西原は「確定」ではありません。

全日ア連普及第 21-016 号
2021 年 11 月 24 日

東京都アーチェリー協会
会 長 松本 洋平 殿

(公社)全日本アーチェリー連盟
会 長 安倍 晋三
(公印省略)

初心者（小・中学生）アーチェリー教室

アーチェリーで世界を目指そう！！

(協力依頼)

日ごろからアーチェリー競技の普及・強化にご尽力頂きありがとうございます。
さてこの度、連盟普及部事業である初心者アーチェリー教室を、江戸川区総合
体育館アーチェリー場にて開催いたします。
つきましては、東京都アーチェリー協会様 傘下の江戸川区アーチェリー協会様
のご協力をいただきたく、何卒 宜しくお願い申し上げます。

記

事業名	初心者アーチェリー教室
主催	(公社)全日本アーチェリー連盟
主管	(公社)全日本アーチェリー連盟 普及部
会場	江戸川区総合体育館アーチェリー場
開催日時	2021年12月26日(日)9:00~17:00
協力内容	貴協会傘下団体、江戸川区アーチェリー協会様への協力依頼 (江戸川区アーチェリー協会 小杉氏の立会協力)
参加者数	午前、午後各24名
その他	・交通費などの経費は全日本アーチェリー連盟が負担いたします ・傷害保険：主催者対応
お問い合わせ	(公社)全日本アーチェリー連盟 穂苅美奈子 電話：03-6459-2812 (連盟事務局) 090-2524-9025 (穂苅携帯電話) eメール：m.hokari@archery.or.jp

以上